

令和3年（行ウ）第5号 石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票において投票することができる地位にあることの確認請求事件

原告 金城 龍太郎 外2名
被告 石垣 市

証拠説明書 7

令和5年1月10日

那覇地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 大井 琢
同 弁護士 中村 昌樹

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明を致します。

記

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
甲34	意見陳述原稿 写し	令和4年11月29日	原告金城龍太郎	本件口頭弁論期日（令和4年1月29日）における原告金城龍太郎の意見陳述の内容	
甲35	陳述書 原本	令和5年1月7日	●●●●	①本件自治基本条例28条1項及び同4項は、文字どおり「1項の規定による要件を満たした市民からの請求があった場合、これを拒むことができず、住民投票を実施しなければならない」という「市長の義務」を創設した規定であること ②（①に関する）制定過程の経緯 ③（①に関する）逐条解説の執筆の経緯	

甲 3 6	意見書	原本	令和4年10月26日	●●● ●	本件自治基本条例28条1項及び同4項は、文字どおり「1項の規定による要件を満たした市民からの請求があった場合、これを拒むことができず、住民投票を実施しなければならない」という「市長の義務」を創設した規定であること	
-------	-----	----	------------	----------	--	--